

社会科教育の理念と公民の概念

—— 新しい公民の倫理のために ——

箱石 匡行*

(1994年11月30日受理)

Masayuki HAKOISHI

The Idea of Social Studies and the Conception of Citizen

—— For New Ethics of Citizen ——

今日の我々の社会は大きく変わりつつあると言われている。それでは、具体的にどのような変化が生じているのであろうか。情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化、等である。しかも、こうした社会の変化は今後ますます広範に、しかも急速に進展していくだろうというのである¹⁾。

たしかに我々の時代は電子工学の発達、情報と通信に関する科学技術の発達にともなって、大きな変貌を遂げつつあると言ってよいであろう。そして我々の生活は実際に、さまざまな情報と通信のシステムの中で営まれているとすることができるのである。情報の交通は国という単位を容易に越えるものであって、このことが国際化社会と呼ばれる社会をしだいに形成していると言ってよいのかも知れない。そうした社会の変動とともに価値体系が相対化されて、さまざまな価値観が共存するようになり、このことを人々は当然のことと考えるようになってきていると言えるであろう。

しかも家族の在り方も変化して、子供は一人か二人の家庭が今日では一般的となっているのである。また医療の発達は高齢化社会を、そして高齢社会を出現させている。この社会においては、人は人生の晩年の十年ないし十数年の期間を、あるいは社会の重荷のように見做されつつ過ごしていかなければならないのかも知れないのである。

今日の子供たちは、いま指摘したような事態が進行していく社会の中で生活し成長している。そうとすれば子供たちの教育は、当然のことながら、そうした社会のさまざまな変化を見据え、それへの対応も十分に考慮したものでなければならぬであろう。そうした新しい教育が、実際、すでに始まっているのである。その教育とは現行の学習指導要領に基づいているものであることは、改めて言うまでもないことであろう。平成元年(1989年)3月15日に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の全面改訂が行われ公示されたのであった。

* 岩手大学教育学部

社会科教育もそうした潮流の中で、大きく変貌を遂げたと言ってよいのかも知れない。というのも、社会科について、いくつかの変化がはっきりと見られるからである。第一に、小学校において、低学年の教科科目から社会科がなくなり、新たに「生活科」が設けられているということ、第二に、高等学校においては、従来の社会科はその姿を消して、代わって「地理歴史科」及び「公民科」が新設されたのである。

平成元年に公示された新学習指導要領は、同年11月にいわゆる移行措置が公示されたことによって、平成2年度以降は新学習指導要領の趣旨を先駆的に適用することが出来るものとされていたが、学年進行にともなって、平成6年度からは高等学校においても実施され始めたのである。

それでは、小学校及び中学校の社会科が、そして高等学校の地理歴史科並びに公民科が目指している目標とは、いったい、何なのであろうか。そしてその教育の目標は、急速に変貌しつつあると言われるこの社会の中で、どのようなものとして捉えられるべきなのであろうか。

I 小学校及び中学校における社会科教育の目標

社会科教育の理念とは、一体、何なのであろうか。それは学習指導要領に明記されてある目標の通りであって、改めて問い直す必要はないことである、と人は言うかも知れない。しかしながら、社会科教育の理念はそれほど明瞭なことなのかどうか、これはよく考えてみなければならないことのように我々には思われる。そこでまず差し当って、現行の、すなわち平成元年(1989年)改訂の学習指導要領に即して社会科教育の目標がどのように記述されているかを取り上げてみることにしたいと思う。

1) 小学校の社会科の目標

小学校の社会科の目標は、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」²⁾とされている。

ところで今回、新たに設定された生活科は社会科と密接な関係にあると言われる。この教科の目標は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」³⁾とされている。

そこでまず差し当り、生活科と社会科との関係を考えてみたい。もっとも、こう言えば、生活科は理科や家庭科、そして図画工作科、国語科等とも密接な関係があるはずだと指摘されることであろう。たしかに、この指摘には十分な根拠がある。例えば、理科の目標は、「自然に親しみ、観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。」⁴⁾とされている。また家庭科の目標は、「衣食住などに関する実践的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。」⁵⁾とされているのである。してみれば、生活科が社会科だけではなく、理科とも、また家庭科とも、さら

には他の教科とも密接な関係をもっているということは、確かなことであるに違いないのである。

しかしながら、我々の当面の問題関心から、生活科と社会科の関係について見たいと思う。生活科の教科目標には、この教科が求める四つの視点が示されているといわれる。すなわち、(1)「具体的な活動や体験を通すこと」、(2)「自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心をもつこと」、(3)「自分自身や自分の生活について考えること」、(4)「生活上必要な習慣や技能を身に付けること」、この四点である⁹⁾。これらの視点をもとに、生活科は個々の児童が人間としての〈自立への基礎を養う〉こと、これがこの教科の究極的なねらいとされているのである。

してみれば、生活科は一つの合科的な、あるいは未分化な教科であって、つまりその癒合的な状態において社会科・理科・家庭科等がいわば一体となっている教科なのである。この癒合的な教科としての生活科は、次の段階において分化した教科へと発展していく準備的な教科である、とでも言うことができるであろう。

一方の社会科の教科目標はすでに引用しておいたが、社会科の目標は、二つの部分に分けられる。すなわち、前半は、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、」という部分であり、後半は、「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」というものである。前半はさらに、「社会生活についての理解を図り、」と「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、」とに分けられる。そしてこの二つは小学校の社会科のねらいの特色をなしており、後半は「小学校及び中学校の社会科における指導を通して達成させる究極的なねらいを示している。」¹⁾とされる。

これを要するに、小学校の社会科は、社会生活についての多面的な総合的な理解を図りながら、「公民的資質の基礎を養う」ことが究極の目標とされているのである。このことは、文部省の指導書には、次のように明確に述べられている、「社会科は、広い視野から社会生活についての理解を図り、それを通して公民的資質の基礎を養うことを目指す教科である。公民的資質の基礎を養うことは、社会科の究極的なねらいである。」⁸⁾

それでは、そもそも公民的資質とはどのようなものを指しているのだろうか。これについても、まず文部省の指導書が説いているところを見ておきたい。そこには次のように説明されている、「公民的資質は、民主的、平和的な国家・社会の形成者すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質を意味しており、とりわけ、これからの国際社会に生きる日本人としての資質が求められている。小学校の社会科ではその基礎を養うことを目指している。」⁹⁾つまり公民とは「市民・国民」と言い換えられているが、このことの意味があまり明瞭ではないように思われるのである。

2) 中学校の社会科の目標

それでは、中学校の社会科の目標とはどのようなものなのであろうか。学習指導要領には次のように記されている、「広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」¹⁰⁾

社会科について、今回の改訂において基本方針とされたのは、文部省の指導書によれば、

次の三点であるという。すなわち、(1)「社会の変化への対応」、(2)「生徒の発達段階への考慮と内容の精選」、(3)「適切な課題を設けて行う学習の重視」、これである¹¹⁾。このなかの(1)と(2)について、さらに見ることにしよう。

(1)の社会の変化について、指導書にはこう述べられている、「社会の変化については、今後、国際化、情報化、産業構造の変化、高齢化などの変化が一層進むものと予想される。これらはいずれも社会科の内容と密接な関連をもっていることから、今回の改訂においては社会の変化への対応という視点を重視して改善した。特に国際化の進展については、これまでも商品やサービス、通貨などの国際化が深まってきたが、今後は特に人的交流を中心とした国際化が一層進展するものと予想され、それに伴って国際的な視野を育て互いの文化と生活に対する理解を深めるための教育が強く求められているのである。」¹²⁾

また(2)の点については、次のように述べられている、「今回の改訂では、中学校段階が小学校段階と比べ個性の多様化が一層進む時期であることを踏まえ、また、今日の高等学校への進学状況や中学校教育を中等教育の前期としてとらえる視点を一層重視して改善した。例えば、生徒の個性を生かす教育の一層の充実を図るため、選択履修の幅を拡大した。」¹³⁾

昭和52年(1977年)改訂の学習指導要領と今回の平成元年(1989年)改訂のものとの間に見られる相異は、今回の改訂において「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と、「国際社会に生きる」が新たに加えられたことである。これは、「社会の変化特に国際化の進展を考慮して」¹⁴⁾のことであるとされている。しかし「公民的資質の基礎を養う」という目標に変わりはない。

3) 高等学校の地理歴史科・公民科の目標

さらに高等学校においては、地理歴史科の目標は、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。」¹⁵⁾とされている。そしてこの教科に含まれる科目は、世界史A(2単位)、世界史B(4単位)、日本史A(2単位)、日本史B(4単位)、地理A(2単位)、地理B(4単位)である。

また公民科の目標は、「広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」¹⁶⁾とされている。そしてこの教科に含まれる科目は、現代社会(4単位)、倫理(2単位)、政治・経済(2単位)である。

以上、現行の学習指導要領に示されている教育目標を見てきた。要するに、「国家・社会の一員」つまり「公民」として必要な自覚と資質を養うことが、地理歴史科及び公民科の目標とされているのである。

それでは、従前の学習指導要領に明示されていた、高等学校の社会科はどのような理念をもっていたのであろうか。次にこのことを見ることにしよう。

II 高等学校における社会科教育の目標

現行の学習指導要領においては、前述のように、社会科がその姿を消して、これに代

わって地理歴史科と公民科が行われるようになった。それでは、従来設置されていた社会科においては、どのようなことが教育目標とされていたのであろうか。また従来の社会科の教育目標と現在の地理歴史科及び公民科の教育目標との間に、なにか一貫したものが見出されるのであろうか。あるいは両者の間にはまったく一貫性は見出されないものであろうか。これらのことを明らかにすることは、現在行われている地理歴史科及び公民科の教育目標を明確にするためにも必要なことであろう。

1) 昭和35年(1960年)改訂の学習指導要領

そこで、現在から時間的な距離をとって、まず昭和35年(1960年)10月改訂の学習指導要領について見ることにしたい(なお、これによる教育は昭和38年4月1日以降に入学した生徒から適用された)。ここで規定されている社会という教科には、各科目として次のものが置かれている(なお、科目の後の括弧内の数字は標準単位数である)。すなわち、倫理・社会(2単位)、政治・経済(2単位)、日本史(3単位)、世界史A(3単位)、世界史B(4単位)、地理A(3単位)、地理B(4単位)、これである。

それでは、この社会科が目標としているところは、どのようなものなのであろうか。少く長くながるが、その教育目標を次に引用しておくことにしたい。

- 「1 自他の人格や個性を尊重して、基本的人権や公共の福祉を重んずることが、社会生活の基本であることについての認識を深め、民主主義の諸原則を人間生活に実現しようとする態度とそれに必要な能力を養う。
- 2 人間の存在や価値についての思索を通して、人間としての自覚を深め、人間生活の向上を図ろうとする自主的な態度を養う。
- 3 社会生活の歴史的発展過程や地理的条件に関する理解を深めるとともに、現代社会の諸問題に関する基本的事項を理解させて、社会生活の諸問題を正しく判断する能力を育て、健全な批判力をもってこれらに対処しようとする態度を養う。
- 4 国際社会と世界におけるわが国の地位を理解させ、国民としての自覚を高め、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を養う。
- 5 社会に関する問題について、科学的、合理的に研究して自主的に解決していこうとする態度とそれに必要な能力を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって全体として『社会』の目標をなすものであり、『社会』の各科目の目標のもととなるものである。指導にあたっては、各科目の目標とともに教科の目標の達成に努めなければならない。」¹⁷⁾

2) 昭和53年(1978年)改訂の学習指導要領

この時に改訂された学習指導要領における社会科には、次の科目が置かれている(なお、各科目の後の括弧内に標準単位数を示してある)。すなわち、現代社会(4単位)、日本史(4単位)、世界史(4単位)、地理(4単位)、倫理(2単位)、政治・経済(2単位)、これである。

ここで科目の変更について見るならば、昭和35年(1960年)改訂の学習指導要領では設置されていた「倫理・社会」が姿を消して、それがこの昭和53年改訂の学習指導要領では

「現代社会」と「倫理」とに分かれているのである。

この学習指導要領において記されている社会科の教育目標は、昭和35年版に対比して、きわめて簡単になっている。それは、次の二行だけである。

「広い視野に立って、社会と人間のついで理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」¹⁸⁾

従来の「倫理・社会」がこの学習指導要領では「現代社会」と「倫理」とに分かれているので、次に「現代社会」と「倫理」の目標を見ておくことにしたい。

「現代社会」の「目標」は次のように記されている。

「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題についての理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる。」¹⁹⁾

次に、「倫理」の「目標」を見ることにしよう。

「人間尊重の精神に基づいて、人間の存在や価値についての理解と思索を深めさせるとともに、自主的な人格の形成に努める実践的な態度を育てる。」²⁰⁾

Ⅲ 社会科教育の理念

ここで、社会科教育の究極の目標を考察するにあたって、平成元年（1989年）3月改訂の現行学習指導要領における中学校の社会科の目標を中心にしたと思う。というのは、中学校の社会科は、ある意味で、安定的な教科と考えることができるからである。すなわち、小学校においては生活科が低学年の社会科に代わっているとも考えられるし、また一方では、高校の社会科は地理歴史科と公民科に分離して、社会科としての統合性を失ってしまっているとも考えられるからである。

そこで小学校と高校との中間的な段階である中学校における社会科の教育目標を取り上げて考えてみることにする。中学校の社会科の教育目標は、「広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」²¹⁾と述べられている。この教育目標が、高等学校においては二つに分けられていると考えられるのである。

中学校の社会科の目標の前半、すなわち「広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、」²²⁾は、高校の地理歴史科の目標とされており、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。」²³⁾となっている。

そして中学校の社会科の目標の後半すなわち、「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」²⁴⁾は、高校の公民科の目標すなわち「広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」²⁵⁾になっている、と考えることができるわけである。

う。

こうした考えをもっとも簡明に示しているのは、昭和53年（1978年）改訂の学習指導要領であろう。というのは、そこで記されている社会科の目標とは、「広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」²⁶⁾とされているからである。

してみれば、高校の地理歴史科及び公民科は相互に関連をもった教科として理解すべきであるということになる。そしてこの二つの教科が相俟ってその最終的目標とするところは、優れた公民としての基礎的教養と共にその豊かな資質を培い養うことにある、と言えることであろう。そしてこれが社会科教育の理念とされてきたところなのである。

このことは、実際、文部省の解説書にもはっきり次のように述べられているのである、「社会科の基本的性格については、社会科誕生以来、多様に論議され実践されてきているが、そうした経験の中でほぼ共通した理解は、『社会認識（社会生活についての理解と認識）を通して公民的資質を育成する。』ということである。」²⁷⁾

IV 公民とは何をいうのか——市民・国民・公民

優れた公民としての基礎的教養と共にその豊かな資質を培い養うこと、これが社会科教育の究極的な目標である。我々が以上において見てきたところから、そのように言えるであろう。

1) 公民の概念

それでは、そもそも公民とは、一体、どのような存在を指しているのでしょうか。これについても差し当って、文部省の解説書（昭和54年、1979年）を見ることにしよう。そこには次のように記されている、「ここで言う『公民』は、市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民という二つの意味を含むものであり、その資質の育成は、社会科が究極のねらいとするものである。」²⁸⁾

このような公民の理解は今日においても基本的に変わってはいない、と言ってよいであろう。そのような理解のもとに、現行の学習指導要領の解説がなされているものと考えられる。実際に、『小学校指導書 社会編』では、次のような解説が行なわれている、「公民的資質は、民主的、平和的な国家・社会の形成者すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質を意味しており、とりわけ、これからの国際社会に生きる日本人としての資質が求められている。」²⁹⁾「さらに、市民・国民として行動するには、社会生活の様々な場面で適切に判断することが大切である。」³⁰⁾

このように、「公民」とは「市民社会の一員としての市民」と「国家の成員としての国民」の二つの意味をあわせもつものであるとされている。そして「民主的、平和的な国家・社会の形成者すなわち市民・国民」というように、「市民」と「国民」という語が並列的に使用されているのである。

ところで、我々は日常生活において市民と国民という語を並列的に捉えていると言えるであろうか。たしかに、国民という語は、例えば日本国憲法前文がまず「日本国民」という言葉で始まっているように、容易に理解されると言えるのかも知れない。あるいは、

国民体育大会とか国民文化祭などという語としても、馴染まれていると言ってもよいのかも知れない。しかしながら、市民という語は、我々にとってそれほど親しい語といえるものなのであろうか。実際、「市民社会の一員としての市民」といっても、そもそも市民社会というものが、日本において一体、どのようなものとして存在しているものであろうか。これは明瞭ではないことのように思われる。さらにいえば、市民といい、市民社会といい、これらは西洋の社会における概念であって、日本人にとって、自分たちの社会のこととして実感できるものと言えるのであろうか。

日本において、「市民社会の一員としての市民」という考えは、一般的なものと考えてよいのであろうか。手近な日本語辞典(『広辞苑』)で「市民」の項を見ると、最初に述べられて意味は、「①市の住民。都市の人民。」であって、次には「②(citizenイギリス・Bürgerドイツ) 国政に参与する地位にある国民。公民。」、そして「③ブルジョアの訳語。」というものである。「市民社会(civil society)」について見ると、「特権や身分的支配・隷属関係を廃し、自由・平等な個人によって構成される近代社会。17～18世紀頃ロック・ルソーらが提唱。」と記されているのである³¹⁾。

この辞書の説明ないし定義では、「市民」も「市民社会」も日本人と日本の社会には馴染みの薄いもののように思われる。一体にして、「自由・平等な個人」というものは、概念としてであれ、さらには実態としてであれ、この日本の社会に存在していると言えるものであろうか。そうした個人によって構成されている「市民社会」というものが、一体、どこに明確に見出されると言えるのであろうか。こうした問題は、これ迄もしばしば提起されてきた論題であると言ってもよいであろう。そして〈そもそも日本に西洋の市民革命といえる出来事が見出されるものなのかどうか〉ということも、よく考えてみるべきことであるはずである³²⁾。

市民という語よりは、むしろ「国民」という語のほうが、我々には親しみやすいのではあるまいか。同じく『広辞苑』の「国民」の項を見ることしよう。まず初めに示されているのは、「①国中の民。くにたみ。」であり、続いて「②国家の統治権の下にある人民。国家を構成する人間。国籍を保有する者。国権に服する地位では国民、国政にあずかる地位では公民または市民と呼ばれる。」と記されている³³⁾。

このような辞典の説明に即しておおよその見当をつけるならば、市民とは〈国政に参与する地位にある人間〉ということであり、国民とは〈国家の統治権の下にある、つまり国権に服している人間〉を意味すると言ってよいであろう。そして学習指導要領の解説も、このような意味に理解すれば納得がいくと言えるようにも思われるのである。

それにしても、市民という言葉は、我々にはあまり馴染みのないもののように思われるが、これはなぜなのであろうか。市民を「国政に参与する地位にある国民」と定義しても、この語は、『広辞苑』によれば、もとは英語の“citizen”，ドイツ語の“Bürger”の訳語であるというのである。さらにいえば、この国において「自由・平等な個人によって構成される近代社会」というものは、はたして存在していたと言えるものなのであろうか。それというのも、この社会においては自他ともに依存しあうような関係が人間相互の基本的な関係とされているようにも考えられるからである。実際、樋口陽一は、「かつての『家』に、そして今日においては『会社社会』と『社会通念』に骨がらみ拘束された日本では、何よりも、中間集団からの個人の解放こそが課題でありつづけているはずだ」³⁴⁾

と述べているのである。

2) 市民と市民社会

それでは、西洋における市民社会とはどのようなものなのであろうか。西洋経済史とりわけドイツ経済史研究で知られる松田智雄が、自らの中世都市の研究を回想しつつ市民社会について述べている文章がある。我々の問題を考えるうえで、重要であると思われるので、関係あるところを、少しく長くなるが次に引用したい。

「今日、日本と西欧について、日本人の識者が語る時、表面的にはいくらかでも両者の類似点を数え上げるのが普通である。一おう、表面的には多くの相似点を見出すことは不可能ではない。しかし、両者の間には殆んど越えることは不可能に近い差異が横たわっている。それは何であらうか。それこそは識者が全く無視し去っているものである。ヨーロッパの市民生活は、現在もなお共通の特質を保存している。トーマス・マンが、自分の故郷リュールで行った講演「精神的生活形式としてのリュール」(『時代の要求』所収)のなかで、フランスの友人から便りを受取ったことを語っている。それによれば、その友人の故郷マルセイユの市民生活は、マンが描いたそれと全く同一であったというのである。西欧であれ、東欧であれ、ヨーロッパ全体の市民生活は中世から現代に至るまで、連続した共通の生活形式がある。

中世的な形式と近代的な形式は、かつての小生産者の市民が「職業」組織に拘束されていたのに比べて、いまは、社会的分業の展開を許すという差異は認められる。しかし、昔も今も、市民は連帯的責任の關係に結合されている。一人だけが独自の利害を主張することは許されず、共通の結合体のなかで擁護されている諸権利の枠のなかだけで、所属の個人は存在を認められている——その一点で、現在も同一の生活形式が継続している。

この市民的生活の現代的様式——これをわたしは「近代的共同体」と呼びたい。この基準を無視して、ヨーロッパ市民社会、そればかりでなく東欧的・共産主義的市民社会も、理解しえないであらう。」³⁵⁾

このように市民は「連帯的責任の關係に結合されている」のであり、「一人だけが独自の利害を主張することは許されず、共通の結合体のなかで擁護されている諸権利の枠のなかだけで、所属の個人は存在を認められている」というのである。このような市民社会についての理解なしに、我々は市民という語はもちろんのこと、国民という語も、さらには公民という語も、その十分な理解には到達できないのではないだろうか。

3) 都市と市民

フランスの哲学者ポール・フルキエは中学生を対象とした教科書『公民の倫理』³⁶⁾の中で、〈公民〉という概念について、ラテン語の市民という語にさかのぼって解明している。その邦訳書において「公民の」という訳語が当てられている語は、フランス語の《civique》という形容詞である。この語は、ラテン語の名詞《civis》から出ている。この《civis》という語はシテ(cité, 都市)の成員である市民を意味する。都市という場合、現代では《ville》という語が多く用いられており、《cité》という語は詩文や荘重な文体でしか用いられないが、この双方の語は同義語である。そしてこの《cité》という語は、

「自給自足出来るだけのかなりの住民のいる家の集合」³⁷⁾を示している。しかしこの語は大都市をさすのには使用されず、「大都市が古い部分を含む時、この部分がシテの名前をもつ」³⁸⁾というのである。

しかし古代においても、また今日においても、法律書では、シテ《cité》という語は、「自分自身を治める一国の住民全体を言い、またそれを拡張して、その住民の占める地域」をも意味する。してみれば《シテ》とは、国家という語とほぼ同意語であるということになる。そして「この集団の一部をなして、シテの権利をもっている人が市民（ラテン語ではcivis）なのである。」³⁹⁾

さらに、フルキエは、ラテン語の《civis》から、二つの形容詞つまり《civil》と《civique》とが作られた、と指摘している。そして両者の意味がしだいに分化して、一方の《civil》は社会や都市（シテ）に関して、また他方の《civique》は市民に関して使われるようになった⁴⁰⁾。したがって「自分が成員となっているシテに対する公民の義務は *devoir civique* であって、*devoir civil* ではない。また、*civisme*（公民精神）とは、シテへの献身のことである。」⁴¹⁾ こうした訳で、「公民の形成の目標は、個人をシテ、即ち彼がその成員となっている社会に有用な一員とすることであり、公民の養成の存在理由は社会の利益のためということである。」⁴²⁾と言えるのである。

こうした公民を形成していくためには、公民の知育と訓育とが必要であるとされる。つまり公民の知育においては、「都市（シテ）即ち政治的社会的の成員としての人間に必要な知識を教える」⁴³⁾のである。そして「公民の訓育の目的は、未来の市民に、その権利、義務について、生き生きとした意識をもたせ、特に、シテの成員としての義務に忠実な市民を形成することである。また、共同体の感覚を養わせ、公共の利益への関心を発達させようとする。一言でいえば、公共の精神（シヴィズム）を養うものである。」⁴⁴⁾

以上、フルキエの述べているところを見てきたが、彼は人間の形成について倫理の形成と公民の形成とを説いているのであって、決して一方のみを説いているのではない。「倫理の形成の目的は、出来るだけ十分に、個人のうちに人間の理想を植えつけること、つまり、個人を人間にし、動物には欠けている能力を開発することである。倫理の形成の直接の存在理由は、個々人自身のためになるということである。」⁴⁵⁾つまり個人としての人間の典型の完成であって、直接に社会の利益を目的にしているものではない。そして「人間は、人間である、つまり理性的であり、自由であるから、倫理的に生きなければならぬのである。考えることもせず、選ぶこともせず、あらゆる衝動に身をゆだねることは、動物の水準に身を落とすことであり、自己の人間性の尊厳を無視し、軽蔑を招くことになる。人間の理性と神の理性は、一つになって、倫理的次元の義務を宣言する。」⁴⁶⁾

4) 自律せる人間

フルキエのいうような個人、理性的にして自由な主体である、自律的な個人という人間観、これは彼の文章の中に「神の理性」という言葉が見られることから明らかのように、キリスト教的な人間観に基づいていると言うべきであろう。してみれば、そのような思想的背景をもって生まれてきた〈人間の尊厳〉という思想は、日本にはそのままの形では見出され得ないと言うべきなのかも知れない。そうとすれば、日本における例えば仏教を母体にした人間尊重の思想、あるいはその他の人間尊重の思想について、我々はあらためて

研究すべきことであろう⁴⁷⁾。

しかし、ここでは差し当って、明治時代以降の日本人の西洋体験との関連のなかで捉えられる人間尊重の思想について、とりわけ個人の尊厳について、どのようなことが考えられてきたのか、その一端を見ることに留めたいと思う。

我々がここで考えてみたいのは夏目漱石の思想である。彼は、その死の二年前、大正3年(1914年)、学習院において「私の個人主義」という題で講演し、その中でこう語っている、「苟しくも公平の眼を具し正義の観念を有つ以上は、自分の幸福のために自分の個性を發展して行くと同時に、其自由を他にも与へなければ濟まん事だと私は信じて疑はないのです。」⁴⁸⁾そして彼は、その主張を次のように三点にまとめている。すなわち、「第一に自己の個性の發展を仕遂げやうと思ふならば、同時に他人の個性も尊重しなければならぬといふ事。第二に自己の所有してゐる権力を使用しやうと思ふならば、それに附随してゐる義務といふものを心得なければならぬといふ事。第三に自己の金力を示さうと願ふなら、それに伴ふ責任を重んじなければならぬといふ事。」⁴⁹⁾

さらに漱石は、「個人の自由は先刻御話した個性の發展上極めて必要なものであつて、其個性の發展がまた貴方がたの幸福に非常な關係を及ぼす」⁵⁰⁾と語っている。彼はかつて留学していたイギリスについて、こう述べている、「御存じの通り英吉利といふ國は大變自由を尊ぶ國であります。それ程自由を愛する國でありながら、又英吉利ほど秩序の調つた國はありません。」⁵¹⁾「然し彼等はたゞ自由なのではありません。自分の自由を愛するとともに他の自由を尊敬するやうに、小供の時分から社会的教育をちやんと受けてゐるのです。だから彼等の自由の背後には屹度義務といふ觀念が伴つてゐます。」⁵²⁾

それでは、こうした個人主義というものが、イギリスにおいて実際にどのような仕方できられているのであろうか。吉田健一の語っているところを見ることにしよう。「英國人」は「解り切つたことはそのまま通すし、そしてそれをやる方は黙つてやる」⁵³⁾。「これは、今日では使ひ古された言葉で言へば、個人主義といふことにも繋がつてゐて、自分は自分であるといふことに徹底すれば、その自分が多くの他人の中で生きてゐるといふことも、いやでも考へなければならなくなる。他人に迷惑を掛けないといふことは、他人に迷惑を掛けられたくないといふことであると同時に、自分が自分である以上、他人に迷惑を掛けることなどしないといふことでもあり、この点で常識は礼儀であるのみならず、その礼儀は更に厳しい自律の念と一つになつたものであることが解り、かうしてそこに英國人の道德観と呼んでいいものが成立する。これが凡て常識になり、解り切つたこととして普及するには、銘々が自分といふもののはつきりした概念の上に立たなければならぬ。そしてそれは結局は、人間といふものの尊厳を認めること」⁵⁴⁾なのだ、というのである。

5) 人間の尊厳

人間の尊厳を認めること、この思想が形成されるに当たって決定的な役割をはたしたのは、キリスト教の思想である、大塚久雄はこう指摘する。そして彼は次のように語っているのである、「個々の人間はどんなに貧しい人々でも、あるいは幼児(おきなご)でも、身体障害者でも、すべてひとしく神の創造にかかるものとして、かけがえのない固有な価値をもつというその思想、それが生みだされるには、明らかに、〔中略〕『神は無きに等しい者をあえて選びたまう』という、長いキリスト教の歴史を貫いて伝えられてきた信仰

が決定的な力として働いた、と私は考えます。」⁵⁵⁾

さらに大塚は、「現在文明諸国に共通の社会制度となっている近代の民主主義が『個人の尊厳』の思想を土台として成り立っていることは言うまでもありません。」⁵⁶⁾と述べている。日本は民主主義を単なる制度として西洋から輸入した。しかも日本はキリスト教とは違った文化的伝統をもってきたので、民主主義のそうした精神的な根源が意識されることが少ないのであろう。しかし大塚は、「私は民主主義は今後ますます重要な役割を果たさねばならないと思っております。」⁵⁷⁾と語っているのである。

樋口陽一はこう述べる、「ゆずりわたすことのできない個人の尊厳、そしてそれを維持するための政府の設立、という思想」、これこそは、「日本国憲法が『人類普遍の原理』とよぶもの」であって、これが「近代立憲主義の『古典的概念』とよぶものにほかならない。」⁵⁸⁾。彼は個人の尊厳の思想を、1689年のイギリスの「権利章典」、1789年のフランスの「人および市民の権利宣言」に立ち返って捉え直そうとしている。それは西洋文化の基本原則なのである。「精神文明としての『西洋』の基本原則は、『立憲主義の古典的概念』のなかに定式化されているが、それをひとことではいえず、個人というものを出発点として社会のなりたちを考え、その個人の尊厳を確保するために、権利保障と権力分立という約束ごと（それが1789年宣言16条のいう『憲法』の意味であった）によって権力をしばる、ということにほかならない。」⁵⁹⁾

人間尊重の精神を説き、個性豊かな人間の育成を目指していくとするならば、以上に見てきたような「人間の尊厳」という思想を、大きく変動しつつあるとされる、今日の世界状況の中で、あらためて捉え返すことが必要なのではあるまいか。そしてそこから、国際化という時代において、どのような公民の倫理が可能なのか、を考えていくことが肝要なのではなかろうか。

国際化という時代の大きな潮流の中で、国際理解を深めると共に日本の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること、このことが、現行の学習指導要領では、重要な視点の一つとされている。その趣旨は国際化時代における日本人としての自覚を求めるといことなのであろう。そしてこれは、国際化が進んでいく中で日本人としてのアイデンティティの確立が求められているということの意味しているとも言えることであろう。

その場合、我々は人間性を広く人類という世界へと開かれたものとして捉えるなかで、自国とその文化的伝統を理解していくことが必要であろう⁶⁰⁾。そして異文化との接触を通して、自国の文化の豊かな可能性も開かれていくということ、これは言うまでもないことであろう。フールキエは、「少しずつ、人類は、互いに傷つけ合うのではなく助け合おうとし、人類は大きな家族、という理想が少しずつ現われて来た。」⁶¹⁾と述べる。

人類共同体という考えは、古代ギリシアやローマの思想家たちには無縁であった。この思想はキリスト教と共に形成されてきた。それというのも、すべての人間は同じ神の創造の業によって人となったのであるから、その意味において人は兄弟姉妹なのであって、互いに愛し合うことが求められるからである。「この〔共同体の〕感情は、家族、郷土、国家を結合する社会性の本能に根ざしている。従って、家族の精神、地方の精神、国家の精神とたどっていけば、世界に至るまで、私達の関心をさえぎる限界はないだろう。」⁶²⁾このような指摘は、充分に考えられるべきところであろう。

結 び

以上、我々が述べてきたことは、次の二点に要約される。第一に、社会科教育は、人格的な存在であり、しかも社会的歴史的な存在としての人間の育成を、社会科という教科内容を通して行うというものであり、これが目指しているのは、「公民としての資質」の養成ということである⁶³⁾。とくに高等学校の公民科においては、この目標が明確にされていると言えるであろう。高等学校の段階を考慮してのことであろうが、公民的資質の養成は知識を通してこれを行うという性格が明確であるように考えられる。このことは、当然のことと思われるかも知れないが、しかし注意されてよいことであろう。なぜなら、このことは、ソークラテースに倣って言えば、徳の教育を知識を通して行うということに繋がることであるはずだからである。

そして第二に、社会科そして公民科において目標とされている、優れた公民としての資質の養成ということを考える場合、とりわけ今日、さまざまな変化に対応しながら自主的に判断し行動できる人間を育てることが肝要であるということになれば、さらに個性豊かな人間の育成ということが強く語られるということになるならば、我々は個人の自律ということ、そして個人主義ということについて、よく考えていかなければならないであろう。

しかも今や時代は大きく変わりつつあると言われる。その時代の変化における中心的な特徴をなしていることは、一体、何なのか。それを捉えながら、我々は<新しい公民の倫理>というものを考えていかなければならないであろう。その時に、我々はこの社会の大きな変動の基本的な要因を情報化ということに見たいのである。そしてその情報化社会の中での人間の在り方生き方の問題を、生涯発達の観点から捉え直すことを試みたいと考える。そこにおいては、情報化といい生涯発達といっても、これらは人間存在論を基本的視座とする考察となるはずである。

註

- 1) 教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」（昭和62年〔1987年〕12月24日）。これについては、例えば、文部省『小学校 教育課程一般 指導資料 新しい学力観に立つ教育課程の創造と展開』（東洋館出版社、平成5年〔1993年〕10月、初版第1刷）、100頁。
- 2) 文部省『小学校学習指導要領』（大蔵省印刷局、平成元年〔1989年〕3月初版、同年12月第5刷）、28頁。
- 3) 同前、69頁。
- 4) 同前、58頁。
- 5) 同前、94頁。
- 6) 文部省『小学校指導書 生活編』（教育出版、平成元年〔1989年〕6月初版、平成5年〔1993年〕5月第17刷）、7頁。
- 7) 文部省『小学校指導書 社会編』（学校図書、平成元年〔1989年〕6月初版、平成5年〔1993年〕4月第12版）、4頁。

- 8) 同前, 6頁。
- 9) 同前。
- 10) 文部省『中学校学習指導要領』(大蔵省印刷局, 平成元年〔1989年〕3月初版), 17頁。
- 11) 文部省『中学校指導書 社会編』(大阪書籍, 平成元年〔1989年〕7月初版, 同年8月第2版), 4-5頁。
- 12) 同前, 4頁。
- 13) 同前, 5頁。
- 14) 同前, 6頁。
- 15) 文部省『高等学校学習指導要領』(大蔵省印刷局, 平成元年〔1989年〕3月初版, 同年8月第2刷), 20頁。
- 16) 同前, 43頁。
- 17) 文部省『高等学校学習指導要領』(大蔵省印刷局, 昭和35年〔1960年〕11月第1刷, 昭和38年〔1963年〕7月第4刷), 33頁。
- 18) 文部省『高等学校学習指導要領』(大蔵省印刷局, 昭和53年〔1978年〕9月初版, 昭和54年〔1979年〕2月第3刷), 17頁。
- 19) 同前, 21頁。
- 20) 同前, 29頁。
- 21) 前掲, 文部省『中学校学習指導要領』平成元年〔1989年〕改訂版, 17頁。
- 22) 同前。
- 23) 前掲, 文部省『高等学校学習指導要領』平成元年〔1989年〕改訂版, 20頁。
- 24) 前掲, 文部省『中学校学習指導要領』平成元年〔1989年〕改訂版, 17頁。
- 25) 前掲, 文部省『高等学校学習指導要領』平成元年〔1989年〕改訂版, 43頁。
- 26) 同前, 17頁。
- 27) 文部省『高等学校学習指導要領解説 社会編』(一橋出版, 昭和54年〔1979年〕5月初版, 昭和55年〔1980年〕8月第3刷), 13頁。
- 28) 同前, 12頁。
- 29) 前掲, 文部省『小学校指導書 社会編』平成元年〔1989年〕版, 6頁。
- 30) 同前。
- 31) 新村 出編『広辞苑 第4版』(岩波書店, 1991年11月, 第1刷)。
- 32) 樋口陽一『自由と国家——いま『憲法』のもつ意味——』(岩波書店, 新書, 1991年12月, 第7刷), 18頁。
- 33) 前掲, 新村編『広辞苑 第4版』。
- 34) 樋口陽一「『準拠国』の崩壊と立憲主義——『近代=人権』の困難性と可能性」, 『思想』第830号, 1993年8月号, 9頁。また, 前掲, 樋口『自由と国家』, 200-201頁, をも参照。さらには, 土居健郎『「甘え」の構造』(弘文堂, 昭和48年〔1973年〕, 第42刷), 木村 敏『人と人との間』(弘文堂, 昭和51年〔1976年〕, 初版第14刷), をも参照。
- 35) 松田智雄「思想の言葉」, 『思想』第662号, 1979年8月号, 73頁。
- 36) ポール・フルキエ(久重忠夫訳)『公民の倫理』(筑摩書房, 1977年9月, 初版第1刷), 15頁。この原書は, Paul Foulquié, *Aujourd'hui et Demain, Réflexion et Perspective*, (Édition de l'École, 1966) である。

- 37) 同前『公民の倫理』, 15頁。
- 38) 同前。なお、パリ国際大学都市 (Cité International Universitaire de Paris) について言えば、このシテは都市と訳される。「フランスでは工業団地、流通団地、住宅団地など一定の機能を持つ街区も『シテ』と呼ばれる。いわば日本の『団地』程度の意味である。」(田辺 裕「パリ国際大学都市のこと」、『学会会報』第804号、平成6年〔1994年〕7月、53頁)。
- 39) 前掲、フルキエ (久重訳) 『公民の倫理』, 15頁。
- 40) 同前。
- 41) 同前, 16頁。
- 42) 同前。
- 43) 同前。
- 44) 同前, 16-17頁。
- 45) 同前, 13頁。
- 46) 同前, 21頁。
- 47) そのような研究としては、例えば、民主教育協会編『徳川時代における人間尊重の系譜』1・2 (福村書店, 1961年2月) を挙げることもできるであろう。
- 48) 夏目漱石「私の個人主義」(『漱石全集 第11巻』昭和50年〔1975年〕10月、第2刷), 452頁。
- 49) 同前, 454頁。
- 50) 同前, 456頁。
- 51) 同前, 455頁。
- 52) 同前。
- 53) 吉田健一『英國に就て』(筑摩書房, 昭和49年〔1974年〕12月、第4刷), 143頁。
- 54) 同前, 143-144頁。
- 55) 大塚久雄『意味喪失の時代に生きる』(日本基督教団出版局, 1980年7月、第5版), 161頁。
- 56) 同前。
- 57) 同前, 161-162頁。
- 58) 前掲、樋口『自由と国家』, 26頁。
- 59) 同前, 47頁。
- 60) 伝統と自己の問題については、三宅剛一『人間存在論』(勁草書房, 1966年8月、初版第1刷), 177-188頁、を参照。
- 61) 前掲、フルキエ (久重訳) 『公民の倫理』, 315頁。
- 62) 同前, 317頁。
- 63) これは、フルキエのいう「シヴィスム (公民精神)」(同前, 16頁) ということになるであろう。なお、臼井嘉一は社会科教育の目標として、「社会問題に正対することとシティズンシップを育成すること」を挙げている。その際、臼井は「シティズンシップ」という語に「市民的資質」という訳語を当てている(臼井嘉一「社会問題に正対することとシティズンシップを育成すること」、『社会科教育論叢 全国社会科教育学会年報』第41集, 1994年3月, 23頁)。